



自治労神奈川県本部

第五回退職者総会

61. 12. 18
於 横 浜
労働福祉センター

神奈川県職労退職者

厚生会報

No. 6



最近に於ける退職・高齢者などへの風
 庄ともいえる老人保健法や、年金制度の
 改悪などは、全国的にも、高齢者団体や、
 退職者会を怒らしめ、その活動もいよ
 く高まりをみせている。
 そんな中で、私たちに関係の深い自治
 労神奈川県本部の第五回退職者総会が、
 去る昭和六十一年十二月十八日、横浜、
 中区労働福祉センターで開催された。会
 員である横浜、川崎、横須賀、藤沢、平
 塚、相模原など各地方自治体退職者会関
 係者約七〇名が出席、県関係では、県公
 企労退職者会、と当県職労退職者厚生会
 からは三名が参加した。
 来賓として中央から自治労退職者会か
 ら事務局長などが、その挨拶の中で当時
 国会上程中の老健法案改悪の動きや、来

この会報は、現役の中高年職員
 の方々にも役立つよう編集してお
 ります。
 在職中から退職後に備えて物心に
 わたる準備をしておきましょう。
 県職労は退職後も皆さんの
 お手伝いをさせていただきます。

るべき年金課税に対する反対の取組み方
 について状況報告があった。次いで、86
 年度活動経過報告承認のあと、87年活動
 方針(案)を可決、新役員を選出(当会か
 らは秦謙治郎氏が幹事)し、総会宣言(案)
 を満場一致で可決して閉会した。

活動方針(要旨)

- 老人保健法改悪、年金課税反対の取
 り組み
- 高齢化社会にむかっけての学習・研究
- 福祉の後退、軍事費の増大、国家機
 密法制定の動きに対応した取り組み
- 現退一致を統一スローガンに運動を
 す、める
- 組織拡大、上部団体との連携強化
- 平和運動をすすめる
- 具体的活動を実践する

会費納入のお願い

未納会費の納入もお願いいたします。
 ◎昭和62年度 年会費二、〇〇〇円
 ◎終身会費 二〇、〇〇〇円
 (但し入会金一、〇〇〇円は別)
 終身会費切替えの方は、
 昭和62年度入会の方は(年会費分
 二、〇〇〇円)を差引いた
 一八、〇〇〇円
 横浜銀行県庁支店振替口座をご利用くだ
 さい。普通預金口座番号 八七八、一三九

加入のすすめ

- 退職者にも冬の季節の到来です。年金
 法の改正により年金額の引下げ、ない
 しストップ!
- 老人医療も有料化、それと保険以外の
 費用の激増など。
- 親睦だけの退職者会では力不足です。
 現役の人たちや、全国の仲間と一緒に
 中央政府や国会への働きかけが必要で
 す。
- 会員には全労済の火災・生命・自動車
 共済や、グループ保険加入者の生涯保
 障制度への切替え、県職労の顧問弁護
 士、公認会計士の相談など福利厚生事
 業が引き続き利用できます。
- 新しい時代の退職者会への先駆的役割
 を目指しています。

第三回定期総会議案

昭和六十一年度

経過報告

世界一の金持債権国になった日本も、その構造をみるとき官貧民富で、積年にわたる無為無策な政治経済運営が、国民の知らないところで進行し、国の財政再建の途も遠のくばかりか、その国債残高は驚く勿れ、六十一年度末で百四十三兆円、このほか、案外知られていない国鉄累積債務などわれわれの目に見えない借金

が二十七兆円もあるという厳しい事実を正視する必要がある。その一方で民富の余剰資金は内需拡大とは正反対に海外に流れ、米国だけでも約二〇兆円を超える資金が外国債、不動産投資、工場建設などに使われ、国内に於ても株式債券・絵画などに流れ狂乱現象に拍車をかけている。

これとは対称的な官貧現象は財政再建の名の下に防衛費以外にシワ寄せされてここ数年における老人医療有料化、健保制度、年金制度の改悪など福祉切り捨て政策が強行され、今後予想される年金課税強化問題や旧国鉄職員共済年金の破産救済のための地方職員共済年金、厚生年金との合併による年金給付の全般的引下げなどが租上へのぼうろうとしている。

このような情勢の下では、私たちが期待している退職後の健康で平相で安心して暮らせる生活が変更を余儀なくされようとしている。この状況下で急速発足した本会は事務局執行部体制が十分整備されない中で諸行事に参加し、また福祉厚生活動などを行ってきたため、会員各位の期待に十分答えられなかったことは、率直に反省しなければならなかった。

このため昭和六十一年度は、この反省の上に立って可能な限り事務局執行体制の整備に力をいれたといえる。しかし未だ十分とは云えず、今後更に一層の努力をし、将来に向けての本会の発展の基礎固めをする必要がある。

また、会員各位に、ともすれば孤独なため疎遠になり勝ちな全国的情勢を知ってもらうために会報の充実や、各種集会への参加をすすめよう努めた。

会員加入についても県職労中高年部の協力を得て、関係ある会合へ幹事を派遣しPRに努めてきた。これらの結果、発足以来漸く二年目にして当会の存在がようやく知られてきたことは喜ばしいことである。

また、県職労の物心両面にわたる協力に改めて感謝を表したい。

このように情勢の下では、私たちが期待している退職後の健康で平相で安心して暮らせる生活が変更を余儀なくされようとしている。この状況下で急速発足した本会は事務局執行部体制が十分整備されない中で諸行事に参加し、また福祉厚生活動などを行ってきたため、会員各位の期待に十分答えられなかったことは、率直に反省しなければならなかった。

昭和61年度収支決算報告

昭61.4.1-昭62.3.31

Table with 4 columns: 収入 (Income) and 支出 (Expenditure). Includes rows for 1. 会費 (Membership fees), 2. 原職労働助成金 (Former employee labor support), 3. 寄附金 (Contributions), 4. 雑収入 (Miscellaneous income), 5. 繰越金 (Carry-over), and 計 (Total).

昭和62年度収支予算(案)

昭62.4.1-昭63.3.31

Table with 4 columns: 収入 (Income) and 支出 (Expenditure). Includes rows for 1. 会費 (Membership fees), 2. 原職労働助成金 (Former employee labor support), 3. 寄附金 (Contributions), 4. 雑収入 (Miscellaneous income), 5. 繰越金 (Carry-over), and 計 (Total).

昭和六十二年度

活動方針(案)

私たちは、退職後も健康で、平和で安心して暮らせる生甲斐のある生活がおくれるよう、次のような活動をすすめます。

一、退職後の暮らしに役立つ健康、経済家庭生活などに関する幅広い情報を速く、正しく知らせよう努めます。このため会報発行回数の増加、内容充実をはかります。

二、福祉厚生活動を強化するため、全労済、労金等の関係を強化し、火災、生命、自動車各共済への引続き利用や、民間グループ生命保険についても、本会に加入することによって生涯保険制度への代替活用をはかるなど、これら特典の周知徹底と、更に各種特典への調査開拓へ、県職労厚生事業部との連携を密にします。

三、私たち退職者の地位の向上をはかるため全国の退職者、高齢者の団体との

交流につとめ、また全日本自治体退職者会への直接加入することによって、中央、地方を通じての情報把握と共に、必要に応じて、交渉や陳情請願活動にも参加するほか、私たちに最も身近かな存在である地元国会議員へも陳情、意見具申をはかるなど活動方針の活性化に努めます。

四、着実な行動と実績を積み重ねることによって新会員の加入促進をはかり、終身会員の増加とあいまって組織拡大、会の発展に努めます。

五、退職者の孤独感からの解放、全国情勢を知ってもらうため各種集会への参加を促し、楽しい有意義な行事を肌で感じてもらう、生き甲斐の一助として積極的に進めます。また会員名簿を発行いたします。

六、退職後も働きたい意欲ある会員のために、現県行政組織では実施し難い事業について調査、発掘につとめ、会受託事業の準備と実現に向けて努めます。

神奈川県職労退職者厚生会

第三回 定期総会

とき 昭和62年5月17日(日) 午後三時から

昭和62年5月18日(月) 午前十時まで

ところ 神奈川県職員保養所 箱根 大平荘

※総会終了後、昨年同様夕刻より楽しい懇親交流会を開催いたします。ご出席の方は、各自交通費のみ負担ですから、お気軽にご参加ください。

事務局だより(行動日誌から)

(昭和61.4.1~昭和62.3.31)

年月日	項目	摘要	年月日	項目	摘要
61.4.11	幹事会	第2回総会打合わせ、新退職者人会対策同上準備作業	61.10.27	全日本自治体退職者会	幹事1名出席
4.14	幹事会	総会通知発送作業(人会動誘ヲ含む)		第15回定期総会	於箱根小涌園 会計簿整理ほか
4.17	幹事会	総会関係事務処理	11.18	経理事務打合せ	
4.30	庶務打合せ	総会当日行事打合せ	11.22	県職労退職制度説明会、相談会	幹事2名出席
5.2	幹事会	代表幹事、幹事出席		於横浜駅西口東	洋信託ビル
5.6	県職労現業集会	於湯河原方葉荘	12.10	会報発送準備	会報No5発行発送準備
5.11	第2回定期総会	全幹事出席、出席者会員28名委任状76名、於箱根大平荘	12.11	作業	発送
5.19	幹事会	第2回総会総括と事務処理	12.18	第5回自治労神奈川県本部退職者総会	幹事3名
6.11	経理、広報関係打合せ	副代表幹事、担当幹事で		於横浜、労働福祉センター	
7.10	会報発送事務	会報編集、及び経理事務	62.1.13	全労済火災共済契約更新通知	全労済火災共済契約更新作う案内文
7.14	会報発送	会報No3発送準備	1.23	県職労中高年部	代表幹事ほか
9.2	幹事会	9.15全国高齢者集会打合せ	2.24	第10回定期総会	於箱根大平荘
9.6	幹事会	同上通知文発送	2.12	幹事会	新退職者人会対策
9.15	第16回全国高齢者大集会	会員参加22名、その他中高年部を含め県職労関係参加者30名	3.9	幹事会	第3回総会日程
9.16	於川崎市体育館 地公労高齢者集会	幹事1名出席	3.18	幹事会	総会関係打合

会計監査報告

収支証拠書類、預金通帳等についての監査の結果 妥当に執行されているものと認めます。

昭和62年4月24日

会計監査 田中英子 ㊦
会計監査 塩田智之 ㊦



県職労退職制度 説明会及び相談会

61.11.12

横浜西口 東洋信託会議室

「県職労中高年部の集い」から……
 ↓ 厳しい時代を迎えて ↓

公務員に定年制が導入されてから、毎年三月末日は、第二の人生を求む人が確実に増えている。民間では、不況期を反映してか、第二の人生の職場を心配してくれる企業も少なくなっている。地方公務員でも、地方の中小都市では、その職場もなくて、年金暮らしの人が増えているという。

来年の即ち、六三年八月からは、退職したあと再就職して、年金以外の所得金額が百二十万円（実際には所得控除前の総額約二百九十万円以上の収入のある人）以上超える人に共済年金の一部支給制限が行われることになる。

このような共済年金制度解説や退職後の医療制度の加入手続などが、県職員課のそれぞれの担当班長から説明を受けられるなど、退職まぎわの組合員を対象とした説明会・相談会などが行われた。県職労からは、加瀬貫金部長が退職手当についての解説が行われたのであるが、本

年度からは県でも退職準備セミナーとして、退職予定者を数回に分けて昨年秋季から研修・相談会を実施してきているので、県職労の今回の会は時期的に遅きに失した感があり、出席者が少なかつた。しかしそれだけにキメの細かい説明が受けられたのは、受講者にはよかつたこと

であろう。出席した人からは実情が理解されてか余裕と自信がうかがえた。県職労退職者厚生会からも、お招きもあり、幹事が出席して退職者の喜びと悩みなどが述べられた。この会は、県職労本部、及び県職労中高年部と現業労働組合の共催で行われた。

県職労 中高年部

第10回定期総会

(とき) 62. 1. 23 - 1. 24
 (ところ) 県職員保養所 大平荘



立てるは中高年部新役員

高齢者の冬の季節到来を予期するかのようになり、現職、とくに中高年の方々もその取りまく情勢は大変厳しい。人勤による賃金の大巾抑制、新給料表の導入による高齢者に対する昇給、昇格の抑制と退

職手当の削減、そして勤続加算の削減と全廃の動きは、人ごとではありません。この中で、県職労中高年部の第一〇回総会が62年1月23日・24日の両日、箱根大平荘で開催された。

(次頁につづく)

これから退職される中高年の方々へ

退職時における生命保険、生命共済の取扱い

△個人の生命保険や生命共済は勿論、団体契約の団体生命共済やグループ民間生命保険などは、高齢になるにつれ加入条件も厳しく、保険料も割高になります。したがって、在職している中高年時代に早期に退職後を見透して、新規加入するとか、現行のもの、契約更新などをされると有利です。

◇グループ保険の取扱い

退職され、引続き非常勤として残られ、引続き県職労に加入される方は、今までと同じ取扱いとなります。

ただし、非常勤として残られない方は、次のようになります。

3月31日で満期になり配当金は5月に職場経由で支払われます。

引続き、生涯保障制度に切替希望の方は、県職労退職者厚生会に加入することによって特典を保持することができるようになりました。これは退職によってグループ保険制度は満期になる仕組みであるため、新たに個人保険に加入すると、高齢を理由に加入条件も厳しく、保険料も高額になるため、これを補うため生涯保険プランとして退職時一時払いを制度化したものです。貯蓄としても最適。

この生涯保険制度の申込は毎年3月末日まで、保険料の支払いは3月25日まで、または4月25日までとし、保険料払込の翌月1日から効力が発生します。

また、高齢と共に病氣入院する方が多いので、病氣入院制度に併せて加入されるとよいでしょう。ただし、退職時より2年前に加入する必要あり。

◇団体扱生命保険

4月から個人扱に切替えられ、各人が直接会社へ支払うこととなります。手続きは組合で行いますので、職場名、氏名、職員番号、退職後の住所を連絡してください。但し再雇用非常勤で組合に引続き加入の方は従来とおりです。

△団体生命共済(全労済)

この満期は7月31日です。退職後は新希望共済に加入できます。

◇自動車共済(全労済)(マイカー共済)

各人の満期日まで保障されます。退職後は全労済のマイカー共済に加入できます。

◇火災共済(全労済)

最も人気のある全労済の火災共済は毎年1月が契約更新の時になっていますから退職後は自宅あて通知しております。

以上いづれも、加入希望の方は県職労退職者厚生会として団体契約しますので当会に加入していただきます。なお資料ご希望の方、詳しくお知りになりたい方は、県職労厚生事業部にご照会ください。

総会記念講演レジュメ

「いま、何が起りつつあるか」

講師 評論家 水沢 透氏

一、「行革は平時の革命だ」(瀬島竜三)

(一)一週間に八本の法と制度が変わっている。

(二)一年間に百円しかあがっていない実収の実態

(三)すすむ収奪体系の再編

二、「改憲のプログラムが見えてきた」

(一)「民間活力」のめざすもの

(二)「地方行革」は行革の天王山

(三)いままぜ、国家機密法か

(前頁からつづく)

恒例のとおり、議長団選出、明田部長あいさつ、次いで県職労鈴木委員長のおいさつ、来賓として県職労退職者厚生会から児玉幹事が、あいさつと共に退職者厚生会への入会をお願いした。次いで全労済神奈川本部から、事業説明をうけたあと、本日の会の目玉として期待された、水沢透氏(評論家)による「いま、何が起りつつあるのか」と題した記念講演があった。その内容は、国鉄分割民営化の本質と実態分析、国家機密法など、我々が無関心ではいられない問題について鋭い評論がなされた。第一日はこれで終わり、夜は約五〇名による懇親会でたのしい一夜が終った。第二日は、総会の本番ともいえる。86年一般経過報告、運動方針(等)が提案され、質疑討論のあと承認された。ついで87役員選出総合スローガンの確認、総会宣言の確認を経て閉会した。

会員通信

投稿ありがとうございます。
みなさんの投稿をお待ちします。

『県職労退職者厚生会』 に加入して.....

総合的偏見解消、改めて良さを見直す

山本 迹北子

私は在職中には組合に加入して居りましたが、実は組合と云うと、何んとなく、堅苦しいところのような先入観を持って居りましたので何んとなく敬遠して居りました。退職して組合とも長らく御縁が切れていましたが、後から退職された方から退職者厚生会が出来て退職者のための福利厚生などあり色々な問題の相談もして下さるので入会したら...と勧められ

ました。なごやかで肩の凝らない、私のような何も知らない者にも、やさしくわかるようにお話しして下さい。和氣藹々として本当に楽しい集りでした。これまでの堅苦しい思いが、すっかり変わって嬉しくなりました。年をとれば、だんだんと孤独になりますが、そのために親切らしく寄ってくる悪い商人に騙されたりいろいろ悲しい事件も起こって居ります。こんな時こそ厚生会を利用していただき相談すればよいのではと思いが、気軽に相談にのっていただけるとしてほしいと思つて居ります。

どうか、今後もよろしく御願い申し上げます。今年も総会の日を楽しみにして居ります。

県職労本部の方々、退職者厚生会の役員の方々、及び会員の皆様方の御健康とご多幸を御祈り申し上げます。

〽️二情報 直視・調査

〇隠れた借金27兆円という 国家財政の現実も直視しよう。

円高、ドル安という不況の行先はどうなるのでしょうか。

今や情報戦争時代、われわれも知らないではすまされない。

財政再建は果して進んでいるのであろうか。国の財政難の中で、国の借金の仕方も巧妙になり、目に見えない借金も国民の気づかないうちに膨大になっていることを、みなさんは知っておられるでしょうか。

目に見える借金、すなわち国債の残高は、驚く勿れ、百四十三兆円(六十一年末)に達している。これに対し目に見えない借金は二十七兆円にもぼるのです。

中身はなかなか分りにくく、要は本来、国がその年に払うべきものを先に繰り延べたり、他の財源から臨時に借り入れたりという一時しのぎのやりくりで国民にはわかりにくいものばかりです。

金額で一番大きいのは、国鉄再建にかかわる、累積債務のうち国の負担分十六兆七千億円、次いで、大きいのが、われわれに関係のある、地方交付税特別会計が資金運用部から借り入れた金額のうち、国が負担すべき分の五兆八千億円余、支払いを先送りした「負担繰り延べ措置」も四兆円増あるのです。

「超緊縮予算」というふれ込み予算編成も一皮剥けばこれが実態なのです。お金の欲しい政府のカクレミノが案外売上税の実態かも知れませんね。

〇高齢者への公的年金課税の動き

高齢者への公的年金課税を大蔵省が、改める方針をかねてから固めているが、当初は六十二年度からといわれていたがいづれ租上へのほってこよう。この内容は①受給者だけに適用している老年者年六十五才以上に適用している老年者年金特別控除(年七十八万円)を廃止する

代わりに一般的な老年者控除(同二十五万円)を年四十万五千円に引き上げる②あわせて給与所得控除を「年金控除(仮称)」増額するなどして、年金の高額受給者の優遇を改め、国民年金のように受給額が少なく他の所得で生計をたてている人との格差を是正するのだとしているが、税の増収を狙っているのが事実です。

井上さんをご存知の方へ

昨年五月二十一日、箱根大平荘の第二回総会にご出席、新加入された井上さんを探しています。

当事務局受付の不手際で、井上様としか記入しておりませんので、ご存知の方は、井上さんの、氏名・住所・電話番号・退職職場等お知らせください。

編集・発行者
 県職労本部内
 退職者厚生会
 発行人 秦謙治郎
 発行日 62.5.1

No. 6

横浜市中央区本町4~7
 TEL 045-201-3179(直通)
 045-201-1111
 (内線7953)